



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託（中小企業支援課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務）…………… 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）…………… 2
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課）…………… 2
- 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示（物品管理課）…………… 2

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（教育庁教育支援課）…………… 7

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第299号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 令和2年度旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金及び令和2年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 沖縄県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 久米島町宇江城鳥島地域
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年12月13日から令和2年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量

---

**沖縄県告示第301号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年6月16日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年5月21日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字稲嶺湧ノ原1186番3及び1187番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 28.53メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

---

**沖縄県告示第302号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年6月16日

沖縄県宮古土木事務所長 金 城 盛 康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年5月22日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝西ムイ原757番3ほか3筆
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 36.26メートル
  - (2) 幅員 6.10メートル

---

**沖縄県告示第303号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

---

**沖縄県告示第304号**

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程の一部を改正する告示**

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄

県告示第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「損益計算書」の次に「(個人にあつては、第2号様式)」を加え、同項第5号中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同項第6号中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同項第8号中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同項第9号中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同項第10号中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 誓約書(第8号様式)
- (12) 社会保険等加入状況報告書(第9号様式)

第3条第3項中「7月1日から同月末日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「8月1日から9月末日まで」を「9月1日から10月31日まで」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (6) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び労働保険をいう。)に加入する義務がある者でこれらに加入していない者

第5条第1号中「7月1日から7月末日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「10月1日」を「11月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改め、同条第2号中「9月30日」を「10月31日」に改める。

第1号様式中「5 経営比率(流動比率)」を「5 経営比率(流動比率)※小数点第2位以下は、切り捨てる。」に、「6 営業実績(過去1年間)」を「6 物品の売上げに係る営業実績(過去1年間)」に改め、同様式(注)2を同様式(注)3とし、同様式(注)1を同様式(注)2とし、同様式(注)に1として次のように加える。

- 1 「登録番号」の欄(※)は、沖縄県で使用するため、記入不要です。

第1号様式(注)に次のように加える。

- 4 「3 自己資本額」について、法人の場合は貸借対照表の純資産合計額を記入し、個人の場合は第2号様式の純資産の額から事業主貸の額を減じた額を記入すること。

第6号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「1 オフセット印刷」を「1 一般印刷」に、「2 オフセット印刷(カラー物)」を「2 フォーム印刷」に、「3 軽印刷」を「3 地図マイクロ印刷」に、「4 特殊印刷」を「4 シール印刷」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式を第3号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

**第2号様式(第3条関係)**

住所  
名称

印

(貸借対照表) 年 月 日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
流動資産		流動負債	
現金預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
製品(商品)		未払金	
貯蔵品		未払費用	
その他の流動資産		預り金	
固定資産		前受金	
土地		その他の流動負債	

建物		固定負債	
機械・装置		長期借入金	
車両・運搬具		その他の固定負債	
工具・器具・備品		純資産	
その他の有形固定資産		事業主借	
無形固定資産		元入金	
その他の固定資産		当期純利益（所得金額）	
事業主貸			
合計		合計	

(損益計算書)

項目	金額（千円）	備考
売上高		年 月 日から 年 月 日まで
売上原価		
売上総利益		
営業経費		
営業利益		
営業外収益		
営業外費用		
当期純利益（所得金額）		

第7号様式の次に次の2様式を加える。

**第8号様式（第3条関係）**

誓約書

私は、下記の事項について誓約します(※1)。

また、下記の事項について、沖縄県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報を、今後、私が貴県と行う契約等における身分確認に利用することに同意します。

なお、これらの事項に反した場合、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 自己又は自社の役員等(※2)は、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (4) 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - (5) 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません

ん。

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

※1 県では、沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）に基づき、県発注物品調達等の契約から暴力団を排除するため、申請者に排除措置の対象となる法人等でない旨の誓約をお願いしています。

※2 役員等とは、法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいいます。

第9号様式（第3条関係）

（表）  
社会保険等加入状況報告書

年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

- 1 従業員の数： 人（ 人）
- 2 社会保険等の加入状況

保険の種類	保険加入の有無	事業所整理記号等
健康保険	1 加入 2 未加入 3 適用除外	
厚生年金保険	1 加入 2 未加入 3 適用除外	
労働保険	1 加入 2 未加入 3 適用除外	

- 3 社会保険等に未加入または適用除外となっている理由

区分	理由
健康保険及び厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 従業員が5人未満の個人事業所であり、加入義務がない。 <input type="checkbox"/> その他（法人で未加入等の場合は、具体的な理由を記載してください。）
労働保険	（具体的な理由を記載してください。）

※裏面の注意事項をご確認ください。

（裏）

- （注）1 従業員の数は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員の数（加入義務があるパート、アルバイト等を含む）を記載し、（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 2 「事業所整理記号等」の欄については、健康保険は事業所整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険は事業所整理記号及び事業所番号を、雇用保険は労働保険番号を記載すること。
- 3 社会保険等に加入していることを確認するため、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 申請日直近の健康保険料及び厚生年金保険料の納入が済んだことが分かる次に掲げるいずれかの書類の写し
  - ア 厚生労働省からの保険料納入告示額又は領収済額通知書
  - イ 健康保険料及び厚生年金保険料の納付書又は領収書（領収印があるものに限る。）
  - ウ 健康保険料及び厚生年金保険料の領収済通知書（領収印があるものに限る。）
  - エ 社会保険料納入証明書
  - オ 健康保険料及び厚生年金保険料の納入額の告知書及び振込・口座振替明細
  - カ その他アからオまでに準ずる書類
- (2) 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことが分かる次に掲げるいずれかの書類の写し
  - ア 労働局からの領収済通知書（領収印があるものに限る。）
  - イ 労働保険料の納付書又は領収書（領収印があるものに限る。）
  - ウ 労働保険の口座振替結果のお知らせ（申請者名が記載されているものに限る。）
  - エ 労働保険事務組合からの領収書（領収印があるものに限る。）
  - オ 労働保険料の納入額の告知書及び振込・口座振替明細
  - カ その他アからオまでに準ずる書類

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年6月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年7月1日から同月31日までに提出された申請書に係る登録の有効期間は、改正後の第5条第1号の規定にかかわらず、平成29年10月1日から令和2年10月31日までとする。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月14日 沖縄県指令土第901号、令和2年4月14日 沖縄県指令土第245号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯東原428番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯428番地8 神谷浩行
- 5 検査済証番号 令和2年5月22日 第4657号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月14日 沖縄県指令土第902号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯東原428番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長515番地の1（なかそねビル503号） 玉城理恵子、西原町字翁長515番地の1（なかそねビル503号） 玉城岬
- 5 検査済証番号 令和2年5月22日 第4658号
- 6 工事完了年月日 令和2年1月31日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 配管に係る機器（厨房機器等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年5月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社中島工業 宜野湾市伊佐三丁目4番5号
- 5 契約金額 53,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年6月16日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 調達する物品等の種類 手術用顕微鏡及びナビゲーションシステム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
  - (3) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ その他入札説明書に定める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和2年7月15日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨  
ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年7月29日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称  
(2) 住所又は所在地  
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）  
(4) 使用印鑑  
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額  
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施する手術用顕微鏡及びナビゲーションシステムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年6月16日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 手術用顕微鏡及びナビゲーションシステム 一式  
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入の期限 令和2年10月30日（金曜日）  
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和2年6月16日付け沖縄県公報定期第4848号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による手術用顕微鏡及びナビゲーションシステムに係る入札参加資格を有すると認められた者  
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和2年7月15日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで  
(2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和2年7月15日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで  
(2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年7月29日（水曜日）午後2時  
(2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター2階会議室4

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年7月22日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課
  - (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和2年7月27日（月曜日）午前10時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Operation microscopes System / Navigation System 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD  
The date in October 30, 2020 designated by Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS  
5:00 p.m. July 15, 2020
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS  
2:00 p.m. July 29, 2020
- (5) CONTACT  
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center  
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan  
Telephone 098-888-0123

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--